

議案第 46 号

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例
について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(督促手数料) 第 3 条 督促手数料は、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)第 2 条第 2 項の規定を準用する。	(督促手数料) 第 3 条 督促手数料は、督促状 1 通について 50 円とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。